

高付加価値旅行者向けガイドの確保・育成業務 公募型プロポーザル仕様書

1 委託業務名

高付加価値旅行者向けガイドの確保・育成業務

2 業務期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

※ ただし、繰越予算の議決後に、委託期間を令和6年3月末までに変更予定

3 趣旨・目的

公益社団法人ひょうご観光本部では、歴史、伝統、食等の生活文化などを体験できる持続可能な地域資源の観光コンテンツ化に取り組んできた。これらのコンテンツで高付加価値な観光体験を実現するためには、知的好奇心や探究心が強く、旅行による様々な体験を通じて地域の伝統・文化、自然等に触れることで、自身の知識を深めることを重視する高付加価値旅行者の探求心に応えることができるガイドが重要となる。

そこで、インバウンド高付加価値旅行者をターゲットに活躍するガイドが、兵庫県が有する独自の文化や食などをそのルーツや背景とともに伝えられるようになるための仕掛けづくりを行う。

4 実施主体

公益社団法人ひょうご観光本部（以下「委託者」という。）

5 委託料の上限額

委託料の上限額は6,000千円（消費税及び地方消費税を含む）とし、委託料には、業務実施に係る全ての費用を含むものとする。

6 業務の内容

兵庫県が有する独自の文化や食などをそのルーツや背景とともに伝えられるインバウンド高付加価値旅行者向けガイドを確保・育成することし、以下の条件を満たす事業を提案すること。

（1）ガイド向け研修の実施

① 研修内容

地域コンテンツの現場等での実地研修（1泊2日程度）2回

※ 全体を通したテーマを設定し、各コンテンツの知識の取得にとどまらない内容とすること。

※ 委託者が造成してきたコンテンツを組み込むこと。

※ インバウンド高付加価値旅行者向けのガイドスキルにかかるプログラムは実施しない。

※ 研修の実施にあたっては、事前に委託者と協議の上で決定すること。

② 研修対象

インバウンド高付加価値旅行者をターゲットとする旅行会社（富裕層コ

ンソーシアム加盟の旅行会社など)において現在活躍する、もしくは、経験があるガイド

※ 旅行者のターゲットは2週間前後の日本滞在が見込める欧米豪の高付加価値旅行者をメインとする。

※ 兵庫県在住・兵庫県出身のガイドを含むと望ましい。

※ 過去、委託者が実施したガイド育成研修の受講生にも参加を募り、語学力やガイドスキル等による選定を行うこと。選定方法については提案による。

③ 参加者数

15名程度

④ 実施時期

令和5年6月～9月

(2) ガイドシナリオ、動画等の作成

(1)の研修を踏まえて、実地研修での訪問先等を紹介するガイドシナリオや動画等、ガイドの学習支援資材を作成すること。

※ 研修の参加者が感じた魅力を伝える内容とし、参加者以外のガイドが、兵庫県が有する独自の文化や食などをそのルーツや背景を学べるとともに、兵庫県の魅力を感じられる内容とすること。

※ 言語は英語及び日本語とする。

7 成果物の提出

(1) 成果物

受託者は、本事業が終了したとき、業務の実施期間、実施した業務の一覧等を記載した「実績報告書」を提出しなければならない。

(2) 提出場所

公益社団法人ひょうご観光本部

(〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階)

(3) 提出期限

契約期間満了日

8 事業実施上の留意点

(1) 特記事項

① 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

② 業務担当者は、訪日高付加価値旅行者及び兵庫県の観光資源に係る基礎的な知識を有する者を起用すること。

③ 随時スケジュールを共有し、進行管理を徹底すること。

④ 委託者の指示に従い、すみやかに必要な対応を行うこと。

⑤ 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(2) 委託事業に要する画像等

委託者が提供する画像等を除き、使用する画像等について、本事業の主旨や活用方法・期間・掲載場所などを必ず説明の上、関係団体に著作権、肖像権の使用

許諾の確認を行うこと。

9 著作権等の権利関係

受託者は、委託者が提供する画像・テキスト等を除き、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続きを行うこと。また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないように留意すること。

本事業の成果物に係る権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、原則委託者に帰属する。また、加工及び二次利用する場合は、事前に委託者と協議することとする。

なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。

ただし、委託者より支給される資料や写真等についてはこの限りではない。

10 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

11 個人情報保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

12 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

13 委託契約の締結

- (1) 契約に関する事務は委託者で行う。
- (2) 委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- (3) 契約条項は、委託者において示す。
- (4) 契約の相手方となる事業者等は、契約金額が200万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合に

において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

14 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

15 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

16 適正な事業執行に係る留意事項

事業者等は、本事業が委託者との契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。

17 その他

受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。